告示

○国家公安委員会告示第三十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人愛媛県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十四日　国家公安委員会委員長　松本　純

一　公益財団法人愛媛県暴力追放推進センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　稲葉　省三

㈡　変更後の代表者の氏名　新崎　雄二

二　変更を行った年月日　平成二十九年五月十九日

○消費者庁告示第十六号

平成二十九年度消費生活相談員資格試験の実施について、消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）第八条の三第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十九年七月十四日　消費者庁長官　岡村　和美

第一　一般財団法人日本産業協会において実施する消費生活相談員資格試験

一　試験の名称　平成二十九年度消費生活アドバイザー資格試験

二　試験日及び出題形式

（一）　第一次試験

試験日	試験時間	出題形式
平成二十九年十月一日（日）	十時から十五時二十分（休憩百分）	選択式及び正誤式筆記試験

（注一）　大規模災害等により、中止となった場合は、平成二十九年十月八日（日）東京会場で再試験を実施する。

（注二）　「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式又は四股以上の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式である。

（二）　第二次試験（第一次試験合格者に対し実施。）

平成二十九年十一月二十五日（土）	十時から十二時三十分（休憩三十分）	論文試験
	十三時から随時（十分）	面接試験
平成二十九年十一月二十六日（日）（予備日）	十時から随時（十分）	面接試験

三　試験科目

（一）　商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目

（二）　消費者行政に関する法令に関する科目

（三）　消費生活相談の実務に関する科目

（四）　消費生活一般に関する科目

（五）　消費者のための経済知識に関する科目

（注一）　消費者行政に関する法令については、試験を実施する年の四月一日現在施行されているものについて出題する。

（注二）　受験申込み時に、試験の一部免除措置の適用を受けた者については、消費生活相談の実務に関する科目につき試験の一部が免除される。

四　試験地及び試験場所

（一）　第一次試験

試験地	試験場所
札幌会場	北海道自治労会館 北海道札幌市北区北六条西七の五の三
仙台会場	仙台商工会議所 宮城県仙台市青葉区本町二の十六の十二
東京会場	明治大学（和泉キャンパス） 東京都杉並区永福一の九の一
名古屋会場	名古屋商工会議所 愛知県名古屋市中区栄二の十の十九
大阪会場	大阪商工会議所 大阪府大阪市中央区本町橋二の八
広島会場	広島商工会議所 広島県広島市中区基町五の四十四
高松会場	高松商工会議所 香川県高松市番町二の二の二
徳島会場	四国大学交流プラザ 徳島県徳島市寺島本町西二の三十五の八
福岡会場	福岡商工会議所 福岡県福岡市博多区博多駅前二の九の二十八

（二）　第二次試験

試験地	試験場所
札幌会場	北海道自治労会館 北海道札幌市北区北六条西七の五の三
仙台会場	仙台商工会議所 宮城県仙台市青葉区本町二の十六の十二
東京会場	ＴＫＰ市ヶ谷カンファレンスセンター 東京都新宿区市谷八幡町八
名古屋会場	名古屋商工会議所 愛知県名古屋市中区栄二の十の十九
大阪会場	大阪商工会議所 大阪府大阪市中央区本町橋二の八
広島会場	ＲＣＣ文化センター 広島県広島市中区橋本町五の十一
徳島会場	四国大学交流プラザ 徳島県徳島市寺島本町西二の三十五の八
福岡会場	福岡商工会議所 福岡県福岡市博多区博多駅前二の九の二十八